

第5次明日香村総合計画後期計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略） 策定等支援業務委託 仕様書

この仕様書は、明日香村（以下「発注者という。」）が発注する下記の業務に関し、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

1. 業務名

第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）策定等支援業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

本業務は、第5次明日香村総合計画前期基本計画（以下、「前期基本計画」という。）の計画期間が令和6年度で終了すること、また令和5年12月26日にデジタル田園都市国家構想総合戦略（2023年版）（以下「国の総合戦略」という。）が閣議決定されたことから、本村が目指す「明日香まるごと博物館づくり」を実現化するため、本村の現状（人口・土地利用・経済活動）を把握し、人口ビジョンを定めた上で、より実効性が高く、かつ明日香村が明日香村らしく発展するための指針となる第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）（以下、「後期基本計画」という。）を策定することを目的とする。

なお、基本計画は、第5次明日香村総合計画基本構想（令和2年度～令和11年度）（以下、「基本構想」という。）に基づき、具体的な取組を戦略として位置づけるものであることから、併せて基本構想の見直しを行うものとする。

3. 業務の履行委託期間

本業務の履行期間は、契約日の翌日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本村と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本村に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに本村と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5. 提出書類

本業務の着手にあたり、受託者は契約締結後速やかに以下の書類を本村に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 選任届
- (4) 業務計画書

なお、業務計画書には以下の事項を記載すること。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ その他必要な事項

6. 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本村と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成した上で、本村に提出すること。

7. 資料の管理

受託者は、本業務において本村から貸与される資料等の重要性を認識し、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取扱い、使用後は速やかに返却すること。

8. 成果品検査

受託者は本業務の完了後、本村の検査を受けるものとし、本村から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

9. 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品はすべて本村の帰属とし、受託者は本村の許可なく成果品などを第三者に公表または貸与してはならない。

10. 業務内容

本業務を遂行するため、次の業務を行うものとする。なお、業務内容は後期計画の策定及び基本構想の改訂に必要な事項と思われる事項を示したものであり、発注者と協議の上、実施するものとする。また明日香村総合計画策定審議会における議論等を踏まえ、策定の過程で変更する場合がある。

(1) 基礎調査・分析の実施

本村の現況基礎データを収集し、類似団体、近隣市町村との比較等による本村の強み及び弱みの分析を行う。実施内容は、次のとおりとし、発注者と協議の上、調査分析を行い、基礎調査報告書を作成するものとする。

- ① 土地利用状況
- ② 定住人口・交流人口の状況
- ③ 農地及び農業の状況
- ④ 林地及び林業の状況
- ⑤ 観光客及び観光産業の状況
- ⑥ 子育て環境の状況
- ⑦ 高齢者環境の状況
- ⑧ 景観保全の状況
- ⑨ 地域交通の状況

(2) 庁内ヒアリング等の支援業務

基本構想及び前期基本計画における令和2年度から現在までの成果を検証及び村が目指す「明日香まると博物館づくり」の実現化に向けた課題整理を行う。支援内容は、次のとおりとし、発注者と協議の上、実施するものとする。

- ・資料及び議事録の作成
- ・意見、課題の集約及び分析
- ・報告書の作成
- ・後期基本計画及び基本構想改訂版へ反映することの検討
- ・ヒアリングに関する提案、その他必要な支援

(3) 住民アンケート等の支援業務

発注者と協議の上、世代別や目的別で住民等の意識を把握し、分析を行い、意識調査報告書を作成するものとする。回収率数の増加や目的別の把握を行うため、インターネット等による調査の並用も検討するものとする。

- ① 住民等に対する意識調査の企画、集計、分析等の実施。なお、対象者の抽出作業及び封入・封緘等発送、回収作業は村で実施する。また、発送・返信用の封筒、郵送料は村で負担する。
 - ・調査数（2, 190件を予定、回収率は40%を想定）
 - ・調査票の設問設定
 - ・調査票のデータ入力
 - ・調査結果の集計、分析及び報告書の作成
 - ・後期基本計画及び基本構想改訂版へ調査結果を反映することの検討

(4) 住民意見交換会の運営支援業務

基本構想に掲げている村づくりの基本方針である“村民が「健康に暮らし、次代を担う子どもたちが育つ村づくり”、“全村まるとを活用した「活力ある村づくり”、“「明日香らしいたずまいを感じられる村づくり”の3つをテーマとして設定し、テーマ別に住民意見交換会を実施するための運営支援を行う。2時間の会議を3回程度とする。支援内容は、次のとおりとし、発注者と協議の上、実施するものとする。

- ・運営方法の提案
- ・ファシリテータ等としての会議への出席
- ・資料及び議事録の作成
- ・意見、課題の集約及び分析
- ・報告書の作成
- ・後期基本計画及び基本構想改訂版へ反映することの検討

(5) 明日香村総合計画策定審議会運営支援業務

学識経験者や一般公募住民も含め、後期計画案及び基本構想改訂案に対し審議を行うため、審議会の開催に伴う運営支援を行う。2時間の会議を4回程度とし、最終回を2月初旬とする。支援内容は、次のとおりとし、発注者と協議の上、実施するものとする。

- ・会議資料の作成
- ・会議録の作成
- ・会議運営に関する提案、その他必要な支援

(6) 明日香村人口ビジョン・総合戦略の策定支援業務

本村における人口の現状と将来の展望を提示、また国の総合戦略を勘案し、地域の特性や魅力を活かした地域ビジョンを構築するため、明日香村人口ビジョン・総合戦略の策定への支援を行う。支援内容は、次のとおりとし、発注者と協議の上、実施するものとする。

① 人口動向分析

- ・時系列による人口分析
- ・性別・年齢階級別の人口分析
- ・地域間の人口移動分析

② 将来人口の推計と分析

- ・将来人口推計
- ・将来人口のシミュレーション

③ 基本目標の検討

④ 講ずべき施策に関する基本的方向の検討

⑤ 具体的施策と客観的な指標（K P I）の設定

(7) 後期基本計画及び基本構想改訂版の作成支援業務

上記（1）から（5）の内容を踏まえ、後期基本計画書原稿及び基本構想改訂版作成の支援を行う。後期基本計画書原稿及び基本構想改訂版の案を令和7年1月末までに作成するものとする。支援内容は、次のとおりとし、発注者と協議の上、実施するものとする。

① 後期基本計画及び基本構想改訂版の作成支援

- ・後期基本計画案及び基本構想改訂版案を作成する支援

② パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントを行うための資料の作成
- ・提出された意見の分析、整理等の支援

③ 後期基本計画及び基本構想改訂版の原稿作成支援

- ・第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）及び基本構想改訂版の構成案（レイアウト等）の作成
- ・第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）及び基本構想改訂版に掲載する図表、地図、イラスト、写真等の提供
- ・第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）及び基本構想改訂版の印刷原稿の作成

[後期基本計画] A4サイズ、カラー、100ページ程度

[基本構想改訂版] A4サイズ、カラー、20ページ程度

※提供された図表、地図、イラスト、写真などの所有権、著作権及び利用権は本村に帰属するものとする。

11. 成果品の提出

本業務において納入する成果品は次のとおりとする。

- (1) 第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）策定等支援業務報告書
- (2) 第5次明日香村総合計画後期基本計画（兼 明日香村人口ビジョン・総合戦略）各種原稿データ一式（修正可能な電子データ及びPDF）
※なお、電子データは、印刷業者にそのまま渡すことのできるデータとする。
- (3) 第5次明日香村総合計画基本構想改訂版
各種原稿データ一式（修正可能な電子データ及びPDF）

12. 成果品納入場所

奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

明日香村役場 総合政策課

TEL 0744-54-9018

FAX 0744-54-2440

13. 留意事項

- (1) 受注者は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（以下「明日香法」という。）を十分理解するとともに、社会資本整備審議会歴史的風土部会報告を考慮するものとする。
- (2) 受注者は、本業務において、「デジタル田園都市国家構想基本方針」及び「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」に留意すること。
- (3) 受注者は、作成した総合計画案等について庁内会議及び村議会等で合意を得るために協力するものとする。
- (4) 受注者は、発注者の求めに応じ住民説明会等に出席し、資料作成、説明及び運営等の支援を行うものとする。

14. その他

- (1) 受託者は、本業務の契約履行にあたって、本業務の目的及び内容を十分に理解したうえで実施するものとする。
- (2) 受注者は、本業務を進めるにあたり、発注者と詳細な調整を行い、承認を受けて作業を進めなければならない。
- (3) 受注者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに発注者に報告し、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、受注者が自己の責任において一切を処理するものとする。
- (4) 成果品の引渡し後、成果品に不備又は不良が発見された場合は、修正及び補足を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙その都度協議して定めるものとする。

【参考】各計画の位置づけ

